

選択的夫婦別姓制度を導入することを求める会長声明

本年6月23日、最高裁判所大法廷は、夫婦同姓を定める民法750条及び戸籍法74条1号について、2015年の最高裁判所大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められず、憲法24条に違反しないと判断したが、以下に述べるとおり、この決定は極めて不当である。

民法750条は婚姻の効力として夫婦同姓を定めるところ、この規定に従って改姓を余儀なくされた者は、改姓前のアイデンティティを喪失する、個人の識別を阻害されるなど、社会生活上深刻な不利益を被る。そして、婚姻した夫婦の約96%において女性が改姓しているのが、現実である。そうすると、夫婦同姓を強制する民法750条は、憲法13条及び同24条が保障する個人の尊厳及び婚姻の自由、同14条1項及び同24条が保障する平等権、女性差別撤廃条約16条1項(b)が保障する「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び同項(g)が保障する「夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)」を侵害するものである。

2017年12月に内閣府が実施した「家族の法制に関する世論調査」では、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成すると回答した人は42.5%であり、反対すると回答した29.3%を大きく上回る結果となるなど、同制度を支持する世論は高まりを見せている。

国際的にみても、現在、法律で夫婦同姓を強制している国は日本のほかには見当たらない。また、日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准しているが、国連女性差別撤廃委員会から、過去3回にわたって、民法750条は「差別的規定」であるとして、是正勧告を受けている。

このような状況にもかかわらず、1996年に法制審議会によって答申された選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案要綱は、未だ国会に提出すらされていない。夫婦同姓の強制による人権侵害を長きに亘って放置し続ける国会の対応は、もはや立法不作為に当たるといふべきである。

そして、国会がその責務を放棄し続けている状況において、夫婦同姓の強制による人権侵害から当事者を救済できるのは、裁判所だけである。しかるに、最高裁判所が、今回も、夫婦同姓を強制する民法750条を違憲と判断せず、再び国会の判断に委ねたことは、「人権の最後の砦」としての役割を放棄したものであ

り、極めて不当であるといわざるを得ない。

国会は、最高裁判所の判断を免罪符と捉えるべきではない。

2015年の最高裁判決では5名の裁判官が、また、今回の最高裁決定では4名の裁判官が、民法750条は憲法違反であると判断した。特に、今回反対意見を述べた草野耕一裁判官は、「選択的夫婦別姓制度の導入によって向上する国民の福利は、導入によって減少する福利よりもはるかに大きく、導入しないことはあまりにも個人の尊厳をないがしろにするもので、国会の立法裁量の範囲を超えるほどに合理性を欠き、憲法24条に違反する」と、明確に述べている。

また、今回合憲判断をした裁判官のうち3名も、国会において、選択的夫婦別姓制度をめぐる国民の様々な意見や社会状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する、との補足意見を述べている。

国会は、最高裁判所が、夫婦同姓の強制を無条件に是認したのではなく、国会に対し、選択的夫婦別姓制度をめぐる真摯な議論を強く要請していることを、十分に自覚すべきである。

これ以上、夫婦同姓の強制による人権侵害を放置することはできない。当会は、国に対し、速やかに民法750条を改正して、選択的夫婦別姓制度を導入することを強く求める。

2021年（令和3年）9月30日

高知弁護士会

会長 中橋 紅美